

令和 7 年度大阪市自転車マナーアップ強化イベント 及び広報啓発活動業務委託

募集要項（公募型プロポーザル方式）

この業務に応募される事業者は、必ずこの「募集要項」をお読みください。

【事前説明会の開催】

事業内容や応募方法に関する説明会を次のとおり開催します。

（事前説明会への参加は、公募型プロポーザル参加資格の要件となっています。この業務に応募される事業者は、必ずご参加ください。）

日 時：令和 7 年 7 月 8 日（火曜日） 午前 10 時～正午

【担当部署・お問い合わせ先】

大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号

大阪市市民局区政支援室地域安全担当（秀本、初宿）

TEL 06-6208-7317 FAX 06-6202-7555

E メール ca0029@city.osaka.lg.jp

1 案件名称

令和7年度大阪市自転車マナーアップ強化イベント及び広報啓発活動業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

令和6年中の大阪市における自転車関連事故の発生件数は、3,220件となっており、発生件数、死者数、負傷者数ともに、全国の政令指定都市の中で全国ワーストとなっている。自転車は、こどもから高齢者まで年齢を問わず乗ることができ、運転免許証がなくても手軽に乗れる便利な乗り物である一方で、正しい交通ルールを理解しないまま自転車を利用している市民も多く、交通事故が多発している状況である。

本事業は、11月の自転車マナーアップ強化月間中に、親子で学ぶ参加・体験型の広報啓発イベントを開催することで、自転車の安全利用に関する交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を楽しみながら学び、自転車マナーアップにつなげることを目的としている。

今般、その目的を達成するため、幅広い知識と経験、専門性を活用する必要があることから、民間事業者から広く企画提案を募集する。

(2) 業務内容

令和7年度大阪市自転車マナーアップ強化イベント及び広報啓発活動にかかる企画運営、広報、設営・撤収、行事進行、会場警備、清掃等

※ 具体的内容については、別添「仕様書」のとおり

(3) 事業規模（契約上限額）

金4,330,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

(4) 契約期間

契約締結日から令和7年11月28日（金）

(5) イベント実施日

令和7年11月1日（土）

(6) 履行場所

天王寺公園エントランスエリア「てんしば」

(7) 費用分担

受注者が本業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用は負担しない。

(8) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき委託契約を締結する。契約内容は、本市と協議の上、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講ずることがある。

また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

3 公募型プロポーザル参加資格

公募型プロポーザル参加申出時において、次に掲げる要件のすべてに該当する者は、公募型プロポーザルに参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (5) 公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (6) 直近2箇年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税（土地・家屋、償却資産）を完納していること。
- (7) 事業者が共同体を結成して申請する場合は、次の要件をすべて満たすこと。
 - ア 各事業者は、共同体の代表となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - イ 参加申出以後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めない。
 - ウ 代表者及び構成員は、上記(1)～(6)の要件をすべて満たしていること。
 - エ 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - オ 参加申出時に共同体の協定書（様式自由）の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
 - カ 単独で応募した事業者は、共同体の構成員となることはできない。
 - キ 各構成員は、複数の異なる共同体の構成員となることはできない。
- (8) 本件について、本市が実施する「5－(2)事前説明会」に参加すること。

4 スケジュール

・公募開始	令和7年6月25日（水）
・質問受付締切	令和7年7月2日（水）
・事前説明会参加申込書の提出期限	令和7年7月4日（金）
・事前説明会（質問回答）	令和7年7月8日（火）
・参加申出関係書類の提出期限	令和7年7月15日（火）
・参加資格決定通知の発送	令和7年7月22日（火）
・企画提案書の提出期限	令和7年8月8日（金）
・プレゼンテーション	令和7年8月下旬（予定）
・選定結果通知	令和7年9月上旬（予定）

5 応募手続き等に関する事項

(1) 質問の受付

ア 受付

令和7年7月2日（水）までの土日祝を除く、午前9時～午後5時30分の間とする。

締切り以降の質問については受付けない。

イ 提出方法

質問票（第1号様式）により、「7(2)提出先」へ提出すること（メールでも可。その場合、必ず受信確認の電話を入れること。）。

ウ 回答

令和7年7月8日（火）の事前説明会にて回答する。

(2) 事前説明会

ア 日 時

令和7年7月8日（火） 午前10時～正午

イ 場 所

大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所4階北東側 第4～6会議室

ウ 申 込

令和7年7月4日（金）午後5時30分までに「事前説明会参加申込書」（第2号様式）を、「7(2)提出先」へ提出すること（メールでも可。その場合、必ず受信確認の電話を入れること。）。

※事前説明会への参加は、公募型プロポーザル参加資格の要件となっていますので、ご注意ください。

(3) 参加申出受付及び参加資格決定通知

ア 受付期限

令和7年7月15日（火）

※ 受付時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、土曜日・日曜日・祝日及び平日の午後0時15分から午後1時までを除く）

イ 提出書類

- ① 公募型プロポーザル参加申出書（第3号様式）
 - ② 登記事項証明書（現在事項証明書、全部事項証明書のいずれも可。提出日前3箇月以内に発行されたもの、最新の情報を反映したもの：写し可）（任意団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）
 - ③ 印鑑証明書（提出日前3箇月以内に発行：写し不可）
 - ④ 使用印鑑届（第4号様式）
 - ⑤ 申請内容確認書（実印押印 要）（第5号様式）
 - ⑥ 団体目的等についての誓約書（第6号様式）
 - ⑦ 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（提出日前3箇月以内に発行されたもの：写し可）（税務署の様式その3、その3の2、その3の3、その1のいずれかの様式で提出すること。様式その1により提出する場合は、直近2箇年分の納税が確認できること。）。ただし、非課税で本証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。
 - ⑧ 直近2箇年の市町村民税並びに固定資産税（土地・家屋、償却資産）の納税証明書（提出日前3箇月以内に発行されたもの：写し可）。ただし、営業が2年未満の者もしくは非課税で本証明書が2箇年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。
 - ⑨ 委任状（共同体での申請の場合のみ）（第7号様式）
 - ⑩ 協定書（共同体での申請の場合のみ）（様式自由）
- ※ 共同体での参加の場合、②～⑧は各構成員分提出すること。
- ※ 令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿に登録されている者については、上記②～⑤、⑦、⑧を省略できるものとする。
- ※ 申出書類の作成及び提出にかかる費用は、申出者の負担とする。

ウ 提出部数

1部

エ 提出場所

「7(2)提出先」まで持参

オ 参加資格決定通知

令和7年7月22日（火）（予定）付で参加資格決定通知を交付し、決定されなかった申出者については、その理由を付した通知書を交付する。

(4) 企画提案書等の提出

ア 提案できる企画提案書は1種類のみとする。

イ 企画提案書は、（第8号様式）を使用し、A4版15枚（両面）までかつ文字の大きさは10.5ポイント以上とする。

ウ 企画提案書の必須記載項目は、次のとおりとし、各項目について具体的に記載すること。

① 事業の目的・内容の理解度

・本業務の趣旨や目的を十分に理解した提案とすること。

② 企画力・実施内容

・提案内容に実現性、具体性、独創性や工夫があり、魅力のある提案とすること。

③ 広報・プロモーション

・自転車マナーアップに繋がる効果的なプロモーションとし、広く有効な周知が可能な広報計画を提案すること。

④ 実施体制

・提案内容を確実に実行できる経費計画、実施スケジュールを立て、会場運営、安全対策などを確実に遂行できる体制、計画を提案すること。

⑤ 効果検証

・本事業の効果検証について、事業の目的を達成するための適切な効果指標及び検証方法を提案すること。

⑥ 経費の積算根拠

・見積書については、第8号様式「提案項目6 経費の積算根拠について」を使用し、必要事項を記載すること。

・積算根拠（様式自由）については、積算の妥当性が分かるように記載すること。

・主な項目は、会場設営費、広報プロモーション費、人件費等とし、その他必要な経費を詳細に記載すること。

エ 受付期間

参加資格決定通知後から令和7年8月8日（金）まで

※ 受付時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、土曜日・日曜日・祝日及び平日の午後0時15分から午後1時までを除く）

オ 提出部数

正1部、副（マスキング有）8部

※ マスキング・・・申請団体の商号又は名称（略称を含む）、同団体の所在地、電話番号及びファックス番号、代表者氏名（副代表や理事長、副理事長など当該団体の代表者たる立場を有する者の氏名を含む）

カ 提出場所

「7(2)提出先」まで持参すること。

キ その他

事業者が特定されないよう、表現に注意すること。

6 選定に関する事項

(1) 選定基準・配点

事業趣旨を踏まえた観点から選定基準と配点を設け、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

1名の選定委員の1企画提案に対する配点（100点を満点とする）

	項 目	配 点
①	事業の目的・内容の理解度（本事業の趣旨・目的に関する理解度）	10 点
②	企画力・実施内容（独創性、実現性、具体性等）	40 点
③	広報・プロモーション（効果的で有効な広報計画等）	10 点
④	実施体制（実施スケジュール、安全対策等）	25 点
⑤	効果検証（効果指標、適切な効果検証方法等）	10 点
⑥	経費の積算根拠	5 点

(2) 審査・選定方法

ア 審査・選定は、令和7年度大阪市自転車マナーアップ強化イベント及び広報啓発活動業務委託事業者選定会議（学識経験者等有識者により構成）において行う。

イ 選定委員は（1）の選定基準に沿って企画提案書及びプレゼンテーションに対する審査を行い、評価点の合計点数が高い事業者を上位とする。

ウ プレゼンテーション

プレゼンテーションは令和7年8月下旬に開催する。

プレゼンテーションに出席できない場合は、選定対象から外れる。

プレゼンテーションの時間及び会場については、本市から通知する。

（時間の指定はできないので、特に留意すること。）

※ プレゼンテーション時の追加資料、プロジェクター等の機器類の使用は認めない。

エ 審査の結果、評価点の合計点数が最も高い事業者が複数いる場合は、「(1)選定基準・配点」に示す「②企画力・実施内容（独創性、実現性、具体性等）」の得点が高い方を上位とする。なお、選定委員による平均評価点が60点に満たない場合は、評価点の合計点数が最も高い事業者であっても、その事業者の提案は採用しない。

オ 審査は非公開とし、審査内容に関する問合せについては、一切回答しない。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと

ウ 優先交渉権者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は決定後速やかに全ての参加者に郵送により通知し、また、本市ホームページに掲載する。

なお、選定結果の通知を受けた参加者は、その審査結果について疑義があるときは、書面を「7(2)提出先」に提出することにより、審査結果の内容についての説明を求めることができる。

7 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・事業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない（本市が補正等を求める場合を除く。）。
- カ 参加申出後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号 大阪市役所地下 1 階
市民局 区政支援室 地域安全担当（担当：秀本、初宿）
電話：06-6208-7317 ファックス：06-6202-7555
メール：ca0029@city.osaka.lg.jp